

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第256号

【目 次】

法曹養成制度雑感…………… 1	橋本 博之
改正原子力損害賠償法の内容と今後の課題について…………… 4	井上 大樹

特別研究講座の開催…………… 8
研究班の動き…………… 8
マンスリー・トピック…………… 10
新着図書案内…………… 10

法曹養成制度雑感

慶應義塾大学法科大学院教授 橋本 博之

筆者は、去る平成30年6月26日、当研究会（環境に関する法的論点検討班）にて「事前救済型抗告訴訟における処分性」と題する報告を行なった。この報告は、東京都消費生活条例（以下、都条例という）に基づく公表（同条例違反の是正を求める勧告に従っていないことの公表）について、行政事件訴訟法37条の5第2項に基づく仮の差止めの申立てを一部認容した東京地決平成29年2月3日及び同決定を取り消して申立てを却下した東京高決平成29年7月12日を直接の契機とするものであった。筆者による報告の拙さにもかかわらず、事前救済型抗告訴訟の定着により判例上の訴訟類型論の趨勢に変化があるか、事前救済の便宜を重視して処分性を拡大した場合にいかなる解釈論上の課題が派生するかなど、参加各位による活発な議論が展開された。

直後の7月中旬、司法試験予備試験の論文式試験が実施され、筆者も法務省HPに掲載された試験問題

を一瞥した。すると、行政法の問題は、上記決定例の事案を直ちに想起させるものであった。上記決定例は、投資用マンションの販売を業とする者が、①消費者の勤務先に電話を掛けて執拗に物件の購入を勧誘し、②①でアポを取った上で職場や喫茶店等に出向いて消費者を追い込む勧誘行為を行ない、③その他、情報提供義務違反、クーリングオフ妨害等の行為をした、という事例である。他方、予備試験問題は、浄水器の販売事業者による過剰な勧誘行為について、条例に基づく勧告や公表を事業者側が抗告訴訟で争うという設例である。ちなみに、東京都のHP（東京くらしWEB）には、「東京都消費生活条例で禁止している不適正取引行為」の具体例の第一に浄水器販売のケースが掲げられている。

ここで、筆者は、予備試験の設例に、大きな違和感を覚える。そもそも、浄水器販売に係る消費者トラブルが生じ、知事が事業者に対して法執行をする

局面では、特定商取引に関する法律（以下、特商法という）の適用を考えるのが自然である。上記決定例は、宅地建物取引業者によるマンション販売に係る消費者トラブルであり、特商法の適用除外となるため、都条例による法執行によらざるを得ない。翻って、東京都HPに浄水器事例が挙げられているのは、都による行政指導対応を前提にしている（加えて、HPに掲げられた浄水器事例は、都条例25条4号違反に係るものではなく、同号違反は別の事例が掲げられている）。浄水器事例について事業者側に意見聴取手続を伴う行政措置を行なうという方針を立てた場合、筆者であれば、特商法に基づく指示・公表を第一の選択肢と考えるであろう。このように考えて初めて、都条例48条において「指導」と「勧告」が書き分けられている趣旨が理解できるし、都条例に罰則等の制裁規定が存在しないことの意味も読み取れる。要するに、都条例は、（国レベルの）法令（この場合は特商法さらに消費者安全法）による規律の「すき間」を埋めるかたちで知事が公権力を行使するように組み立てられており、予備試験の設例はこのことが無視されている。

予備試験問題は、条例の定める勧告・公表を抗告訴訟の対象となる行政処分と解釈するためのロジック、あるいは、これらに処分性を認めた上での訴訟対応を問うている。しかし、条例の定める勧告・公表を行政処分と解するなら、同一の事実関係があった場合に、国の法令と（独自）条例の両方による公権力行使（営業の自由に対する規制）ができることになる。しかも、同問題に掲げられている条例25条4号の規定振りは広漠としており、このような禁止行為の定め方で営業の自由を規制してよいか、重大な解釈問題になりそうである。これらの点を考慮してか、同問題には、解答に際して「条例が適法なものであることを前提とする」との注記がある。しかし、この設例において、事業者側が裁判で争うとすれば、条例が違法・無効であるという主張をすることが最も素直なように思われ、この注記は問題に対する違和感を増幅させる。同問題では、「条例違反をしない」との勧告について、事業者側がその取消し及び公表を争うものとされている。事業者側は、自分のした勧誘行為は条例の定める禁止行為に該当せず、今後も同様の勧誘行為を続けることを前提に

していることになる（条例50条による公表は「勧告に従わないとき」になされる）。過去の勧誘行為が条例の定める禁止行為の要件に該当しないと主張は不自然でないが、勧告が今後条例を遵守せよというものである以上、条例が適法であることを前提とするなら、将来にわたって条例を遵守できない客観的な事情がない限り、この設例は何か釈然としない。

上記決定例の事例は、条例に基づく勧告について、都条例27条（情報提供規定）に基づき直ちに公表された後、さらに1年以上経過した時点での勧告内容の不遵守につき公表することを抗告訴訟で争うものである。都条例50条の公表規定は、勧告それ自体は別途公表済みであることを前提として仕組まれている。上記決定例は、是正勧告（都条例48条）⇒公表（同27条）⇒（勧告違反に係る）行政調査（同46条の2）⇒公表の通知（実務上の対応）⇒公表（同50条）という行政過程の中で、公表の通知段階で生じた紛争に関わる。公表の処分性の有無は、この行政過程と、それを規定する都条例の仕組みの精緻な解釈により判定される。これに対して、予備試験問題は、行政過程が大幅に簡略化された結果、処分性の有無に関する解釈論の手掛りが乏しく、筆者には、何をどのように論じるべきかイメージすることが大変難しい。

それでは、予備試験問題が不適切かということ、必ずしもそうではなく、問題文に示された情報のみから処分性の有無、処分が違法であることにつき論じることが可能である。特商法との関連や、条文を簡略化・修正したことから生じる論点について指摘した答案があれば、別途加点することもできよう。しかしながら、予備試験が法科大学院の課程の修了と同等の法学的知見を考査する国家試験であることに照らすと、大きな疑問が残る。筆者は、「質の高い法曹」の輩出を趣旨として法科大学院の制度が設けられたと理解し、10年以上にわたって法科大学院で行政法の授業を担当してきた。筆者は、法科大学院において、消費者行政の領域であれば、実際に生じる消費者紛争をイメージし、地方自治体の消費者行政担当部局であればどのような対応をすべきか、現行法令の仕組みを仔細に検討し、国レベルの法令で対応できない場合の条例の動かし方を含めて、自身で正しく考える力が身につくよう教育を実践し

てきた。その際、法令や条例をどのように立案すればよいか、立法論的な思考方法も学修させるよう努めてきた。そして、この間、一定の成果もあったと自負するところである。

上記の観点からすると、予備試験問題は、受験生に対して、処分性の解釈論について、有名判例の文言の一部を切り出して論術すればそれで十分という誤解を与えるものではないか。同様に、添付された条文が、そこに記載された部分のみで法制的に筋が

通ったものと言いきなり問題である。昨今、法曹養成に係る制度改正が近いとの情報を耳にする。制度をいじる必要があるのか、筆者には判断がつかないが、当局には、まずは足下の試験業務の十分な吟味を望みたい。

(はしもと・ひろゆき

＝慶應義塾大学法科大学院教授)

改正原子力損害賠償法の内容と今後の課題について

研究員 井上 大樹

I はじめに

2018年12月5日に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。以下、特に断りがない限り原賠法は条数のみ記載する。）の改正法が成立した。

この2018年の改正における主な改正事項は、以下の4点である。すなわち、①原子力事業者に対する、原子力損害賠償への対応に係る方針を作成・公表しておくことの義務付け（17条の2及び27条）、②賠償金の迅速な仮払いを実施するための資金を、政府が原子力事業者に対して貸し付ける制度の創設（17条の3～17条の9、23条）、③原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続が打ち切られた場合における、時効の中断に係る特例措置（18条の2）、及び④原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）の新規締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の10年間の延長（20条）である。

この改正に先立ち、原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会（以下「専門部会」という。）では、原賠法の見直しを含めた、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について、検討が重ねられていた。その検討内容については、「原子力損害賠償制度の見直しについて」として取りまとめられている。

本稿では、専門部会での議論を踏まえながら、上記①～④の改正経緯及び改正内容を概観し、今後の課題として専門部会において重点的に議論が行われていながら、2018年の改正には盛り込まれなかった損害賠償措置の在り方に係る議論について触れる。

なお、本稿の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

II 原賠法の主な改正事項について

1. 損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け

福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）や東海村JCO臨界事故においては、原子

力損害が発生した後、短期間のうちに避難費用、精神的損害、就労不能損害、財物損害等様々な内容についての多数の請求に対応するため、賠償請求の手続や被害者窓口の整備等を至急に行う必要が事故を起こした原子力事業者が生じていた。

専門部会においても、原子力事故の被害者に対して迅速かつ公正に賠償を進めるために、短期間に様々な内容についての多数の請求に迅速に対応する必要があることが指摘されており、原子力事故の発生に備え、原子力事業者は、損害賠償への対応に係る方針をあらかじめ整備することが重要であるとされた。さらに、損害賠償への対応に係る方針の整備に当たっては、原子力事故の規模や様態が様々なことに鑑み、各事業者に賠償の実施に向けた事前の備えに係る検討を促し、公表に伴う事業者間の方針の共有を通じて内容の適切性を確保することが妥当であるとされた。

この点について改正原賠法は、17条の2及び27条において、原子力事業者に対し、損害賠償実施方針¹の作成と公表を義務付けている。損害賠償実施方針の内容については、「損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償に係る事務の実施方針、原子力損害賠償に関する紛争の解決を図るための方策その他の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項を定めなければならない」（17条の2第2項）とされている。また、原子力事業者には損害賠償実施方針を作成し、又は変更したときに、それを公表する義務が課せられるとともに（17条の2第3項）、この規定に反して損害賠償実施方針を公表しない者、又は虚偽の公表をした者に対しては過料が課せられる（27条）。

2. 特定原子力損害賠償仮払金の支払いのための資金の貸付制度

福島事故では、原子力損害の範囲の判定の指針等の策定に一定の時間を要することが見込まれる一方で、避難・屋内退避を余儀なくされている住民等へ

速やかに支援措置を実施することが求められた。これを受けて政府は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、避難住民、農林水産業者及び中小企業者に対して当面の必要な資金を、将来確定する損害賠償金の仮払いとして速やかに支払うべき旨の決定²を行い、東京電力はこれに従った³。

この損害賠償金の仮払いについて専門部会は、原子力事故においては被害者の早期救済が求められるところ、福島事故において本賠償の開始までに時間を要したこと等の理由から、被害者の迅速な救済に大きな役割を果たしたと評価した。他方、原子力事業者が契約している原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）及び補償契約は、原子力事業者と被害者との間で損害賠償額が確定したものについてのみ支払われるものであり、本賠償が開始されるまでの間、原子力事業者は保険金等の支払いを請求することができないことから、事故後の状況によっては、被害者への仮払いが必ずしも円滑に行われまいとの懸念があった。このため、本賠償開始前に被害者の救済を早期に実施するため、原子力事業者の迅速な仮払いの実施を促すための枠組みの整備が必要とされた。

この点について改正原賠法は、17条の3～17条の9及び23条において、原子力事業者が特定の被害者に対して仮払いを実施する際に、政府がそのための資金を貸付ける制度を創設している。この規定に基づき、原子力事業者は、政府への申し込みを経て特定原子力損害賠償仮払金⁴の支払いに必要な資金の貸付けを受けることができ（17条の3）、また、貸付けを受けた事業者は、文部科学省令に従い貸付金を他の資産と分別して管理する義務、及び貸付金を充てて行う仮払金の支払状況を文部科学大臣に報告する義務を負う（17条の4、5）。なお、貸付金の返済には、貸付けを受けた原子力事業者の責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権が充てられる（17条の6）。

3. 和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例

福島事故では、被害者と東京電力との間の和解を円滑かつ効率的に行うため、原子力損害賠償紛争審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、和解仲介手続を行っていた。一方で、賠償

請求権の消滅時効期間が経過した後には仲介手続が打ち切られた場合、その後に裁判で争うことが困難であることから、被害者が和解仲介手続の利用を躊躇する可能性があることが課題であった⁵。そこで、政府は特例法⁶を制定し、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例を定めるとともに（同法1条）、同審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申し立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の申し立て時に訴えの提起があったものとみなすこととした（同法2条）。

この和解仲介手続に係る時効中断について、専門部会は、原子力事故の態様及び被害の状況によらず必要な措置であることから、制度化することが妥当であると評価した⁷。

この点について改正原賠法は、18条の2において、原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続について、被害者が消滅時効の完成を懸念してその利用を躊躇することがないように、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中断に係る特例を設けている。当該規定により、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合、和解を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介を申し立てた時に訴えの提起があったものとみなされる。

4. 適用期限の延長

補償契約に係る規定（10条）と損害賠償額が賠償措置額を超過した場合に行われる政府の措置に係る規定（16条）の適用期限を定める20条については、原賠法の成立以降、およそ10年ごとに適用期限を10年延長する法改正が行われている⁸。適用期限を10年としているのは、原子力損害の賠償責任や損害賠償措置等に関する基本的な枠組みを恒久的なものとしつつ、政府による補償契約の締結や援助の措置については、その必要性を一定の期限の到来時において適切に見直すというプロセスを制度的に組み込むための措置であるとされており⁹、2018年の改正も同様の趣旨によるものと解される。

2018年の改正においても、改正前の原賠法20条で

は適用期限が2019年12月31日までと定められていたところを、2029年12月31日までに延長された。

Ⅲ 損害賠償措置の在り方について

1. 損害賠償措置の概要

原子力事業者は、原子力事故が発生した場合に備え、あらかじめ賠償資力を確保しておくための措置（損害賠償措置）を講じない限り、原子炉の運転等を行うことができないとされている（6条）。

この損害賠償措置は、主に責任保険契約及び補償契約の締結によって講じられており¹⁰、地震、津波又は噴火による原子力災害については補償契約により、それ以外の正常運転による原子力損害等については責任保険契約により事故時の損害賠償請求に対応するための資力を確保する構成となっている（原子力損害賠償補償契約に関する法律2条及び3条）。

2. 新たな損害賠償措置の在り方について

(1) 専門部会における議論

福島事故において東京電力が支払った損害賠償の総額¹¹を踏まえると、現行の賠償措置額¹²は原子力事故のための備えとしては不十分であること等から、専門部会では、事業者の十分な賠償資力を確保するための新たな枠組みについて検討が行われた。この検討の中では、基本的な考え方として、費用負担の適切性、事業者の予見可能性、賠償の迅速性の3つの観点が設定され、さらに、具体的な枠組みとして、従来の損害賠償措置と同様に保険によって賠償資力を確保する方法¹³と、政府が原子力事業者に対して資金的な手当を行い、事故後に費用を回収することを法令等により定めておくことによって賠償資力を確保する方法が提案された¹⁴。

しかしながら、専門部会の存続中に最終的な結論を得ることは出来ず、今後も引き続き検討すべき論点として残されることとなった¹⁵。

(2) 仮払資金の貸付制度下で求められる損害賠償措置制度について

今後新たな損害賠償措置の在り方について検討を行う際には、専門部会において挙げられた観点に加え、2018年の原賠法改正の内容も踏まえる必要があるだろう。例えば、Ⅱ2で述べた仮払資金の貸付制度の創設により、新たな損害賠償措置の在り方を検

討する際に考慮すべき事項が変化し得るのではないだろうか。

仮払資金の貸付制度を創設した趣旨は、事業者による仮払いを迅速化し、原子力事故の被害者を早期に救済することである。一方で、上記のとおり、新たな損害賠償措置の在り方を検討する上でも、賠償の迅速性は重要な観点の一つとして位置付けられていた。本賠償のための資金力確保と、仮払いのための資金力確保という違いはあるものの、ともに被害者の救済を迅速化することを目指しているという点で考え方は共通している。では、仮払資金の貸付制度が創設されたことで、新たな損害賠償措置の在り方を検討するに際し賠償の迅速性を考慮する必要はなくなったのだろうか。

思うに、損害賠償措置制度が目指す救済の迅速性と、仮払資金の貸付制度でもたらされる救済の迅速性は、一致するものではない。救済を受ける被害者の範囲に着目すると、損害賠償措置制度で救済される被害者と仮払資金の貸付制度で救済される被害者の範囲は異なる。すなわち、損害賠償措置制度が、被害者からの損害賠償請求一般に対して賠償資金を確保しておく制度であることにに対し、仮払資金の貸付制度は、貸付けを受けられる仮払いを、特定原子力損害を受けた被害者を対象とした仮払いに限定している。また、確保できる資金力の面でも差異が生じ得る。仮払資金の貸付制度は、貸付けを受けられる資金の限度を「賠償措置額を超えない範囲内において政令で定める金額」としているため（17条の3第1項）、損害賠償措置額より確保できる資金力の限度が少なくなることも考えられる。

これらのことから、特定原子力損害を受けていない被害者にとって仮払資金の貸付制度は救済を迅速化するものではなく、貸付けを受けられる限度を定める政令の内容によっては、迅速化の恩恵を十分に受けられる被害者の範囲は、損害賠償措置制度で救済できる範囲よりも更に狭くなり得ると考えられる。したがって、仮払資金の貸付制度のもとでも、損害賠償措置制度は迅速な賠償を実現できる制度であることが求められるだろう。

では、仮払資金の貸付制度は損害賠償措置の在り方についての議論に影響を与えないのかというと、恐らくそうではない。見方を変えれば、特定原子力

損害を受けた被害者は、損害賠償措置による賠償資力の確保を待たずとも、仮払いの実施により早期の救済を受けることができるとも言える。そうだとすると、仮払資金の貸付制度のもとでは、特定原子力損害を受けた被害者に対する賠償の迅速化については、新たな損害賠償措置の在り方を検討する際に考慮すべき事項から実質的に外れるのではないだろうか。

IV 結びに代えて

2018年の改正は、福島事故後に実施された被害者救済措置について評価を行い、一般的に実施すべきものについては制度化を実施している点などから、福島事故の経験を活かした改正であるといえ、万が一原子力事故が発生した際に、被害者が適切な賠償をより円滑かつ迅速に受けられることが期待される。

一方で、新たな損害賠償措置の在り方など、2018年の改正には盛り込まれなかった課題が残っており、更なる検討が必要とされているほか、専門部会では、原賠法にとどまらず、原子力損害賠償制度全体を踏まえた検討が必要であることが指摘されるなど¹⁶、原子力損害賠償制度の見直しに係る議論は、今後も継続して行われることが求められている。今後どのような議論が進められ、どのような制度が創設されていくのか、引き続き動向に注目していきたい。

【注】

¹ 正式には、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針」という。

² 原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」(2011年5月12日)。

³ 東京電力株式会社プレスリリース「政府による『原子力災害被害者に対する緊急支援措置について』の決定を踏まえた当社の対応について」(2011年5月13日)、
<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11051301-j.html>。

⁴ 「特定原子力損害賠償仮払金」については、「特定原子力損害を補填するために支払われる金銭であって、当該特定原子力損害の賠償額の確定前に支払われるもの」、「特定原子力損害」については、「原子炉の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法…第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長…が市町村長…又は都道府

県知事に対して行った指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行った勧告又は指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によつて生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるもの」とそれぞれ定義されている(17条の3)。

⁵ 文部科学省Webサイト「原賠ADR時効中断特例法の概要」(2013年6月)、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/01/28/1336667_2_1.pdf。

⁶ 正式には、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」という。

⁷ なお、2017年に成立した改正後の民法151条に基づき、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予が可能となる。しかし、専門部会では、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて必ずしも合意が行われるとは限らないことを考慮すれば、時効中断の規定を設けることには意義があるとされた。

⁸ 正確には、1964年の成立以降、1971年、1979年、1989年、1999年、2009年に適用期限を10年延長する改正が行われている。

⁹ 文部科学省「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書」(2008年12月15日) 10頁。

¹⁰ なお、7条は、その他の損害賠償措置として、供託による措置若しくは文部科学大臣の承認を受けた措置を認めているが、福島事故後に東京電力が供託による措置を行った例を除いて、原子力事業者が供託又はその他の損害賠償措置を採用している例はない(一般社団法人日本原子力産業協会「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2013年度版」(2014年3月) 18頁)。

¹¹ 2019年2月15日時点で約8兆7,207億円である(東京電力「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」、

http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/results/index-j.html (最終閲覧日: 2019年2月22日))。

¹² 損害賠償措置額は、原子力事業者の種類、原子炉の運転等の種類によって定められている。例えば、原子力発電の場合は1,200億円である(7条、原子力損害の賠償に関する法令施行令2条)。

¹³ 民間保険会社が担う責任保険契約については、賠償措置額を引き上げることが困難であることが指摘されていた。このことを踏まえ、新たな枠組みによりカバーする原子力事故の範囲について、従来の原子力損害賠償補償契約が対象としてきた範囲に限定する方法、及び責任保険契約の対象範囲も含める方法の双方で検討が行われた。

¹⁴ 原子力損害賠償制度専門部会(第18回)資料18-1「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について〔8〕」(2017年7月12日)。

¹⁵ 原子力損害賠償制度専門部会「原子力損害賠償

制度の見直しについて」(2018年10月30日)20頁。
¹⁶ 原子力損害賠償制度専門部会(第21回)「議事

録」〔遠藤典子発言〕(2018年10月30日)。

特別研究講座の開催

2019年1月29日、大阪大学大学院教授の武田邦宣先生を講師にお迎えし「電力・ガス小売市場の競争環境整備に係る議論の現状について」というテーマで2018年度第2回特別研究講座を開催した。



(大阪大学大学院法学研究科法学・政治学専攻教授 武田邦宣先生)

本講座では、競争的な電力・ガス市場研究会が公開している中間論点整理を題材にご講演を頂戴した。新規参入者及び旧一般電気・ガス事業者双方の立場

から見た電力・ガス市場の現状を踏まえつつ、小売市場・卸市場における競争政策上の課題について類型別に解説を行っていただき、その背景にある独占禁止法の考え方についてご説明していただいた。

講演終了後には、聴講者との質疑応答が行われ、諸外国の規制との差異や差別対価が認定されるポイント等について意見交換がなされた。



研究班の動き

(12・1月)

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

12月20日の第13回研究会では、11月に開催されたINLA(国際原子力法学会)アブダビ本大会の「原子力損害賠償及び原子力保険」セッションにおける発表について、道垣内主査、桐蔭横浜大学客員教授の北郷太郎様(研究班オブザーバー)からご自身の発表についてご報告をいただき、研究員からも同セッションでの他の発表について報告した。道垣内主査からは、福島事故における原子力損害賠償・

廃炉等支援機構の役割について、北郷様からは改正原賠法の内容について、それぞれご報告をいただいた。また、研究員からは、2017年に改正されたカナダの原賠制度に関する論文、及びパリ条約等を締結していない国において原子力損害が生じた場合の裁判管轄権に関する論文について報告した。

エネルギーに関する国際取決めの法的問題検討班

2月1日の第17回研究会では、原田研究委員より

「政策実現過程のグローバル化とエネルギー法」というテーマでご報告をいただいた。EU司法裁判所によるAchmea判決、及び当該判決後のVattenfall-II事件の管轄権に関する仲裁廷の判断について概観・評価を行った。また、後者の仲裁廷判断は、国際法の抵触関係の調整という切り口で整理した要素が多い点に着目し、規範抵触関係の調整という点での国内法理論への応用可能性について検討した。

環境に関する法的論点検討班

12月14日の第13回研究会では、森実研究員より「非化石価値取引市場の現状と今後の課題について」というテーマで報告した。JEPX（日本卸電力取引所）が運営する非化石価値取引市場について、制度の概観を行い、至近の取引状況や、グリーン電力証書・Jクレジットといった他の環境価値取引制度との比較を踏まえて説明を行った。また2019年11月より買い取りの対象から外れる非FIT電源への対応を踏まえ、当該市場の今後の動向についても議論した。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

12月10日の第16回研究会では、武田研究委員より「卸電力市場における相場操縦の規制」というテーマでご報告をいただいた。日本の卸電力市場における相場操縦の規制原理について、金融商品取引規制や、米国及びEUのエネルギー市場における相場操縦規制と比較しつつご解説をいただいた。「詐欺的基準」、「人為的価格基準」のほか、市場参加者が市場の健全性を保つ責任を負うとする「制度の不当利用基準」といった3つの規制原理についてご説明

をいただき、その内容や競争法規制との関係について議論した。

1月28日の第17回研究会では、柴田研究委員より「購買力濫用規制 - ドイツのEDEKAケースについて」というテーマでご報告をいただいた。ドイツの大規模小売店EDEKAによる購買力濫用規制について、2018年1月に最高裁の判断が示された。当該事件におけるカルテル庁、高裁、最高裁の判断についてご解説をいただいた後、日本の優越的地位の濫用と、ドイツの従属する事業者に対する濫用との異同等について議論した。

原子力安全に関する法制度検討班

12月27日の第15回研究会では、高橋研究員より「国際原子力法スクール（ISNL）参加報告－原子力安全と核セキュリティの概念の歴史の変遷－」というテーマで、2018年8月に参加した国際原子力法スクールの概要及びディプロマの取得に向けて提出した論文の内容について報告した。原子力安全と核セキュリティについて概念の歴史の変遷とそれらが国際法及び国内法にどのように反映されているかについて概観した後、2つの概念の関係について議論した。

1月29日の第16回研究会では、磯部研究委員より「原子力安全規制における制度設計」というテーマでご報告をいただいた。同じ生命・身体に係るリスクに対する規制である食品安全規制を取り上げて、原子力安全規制の特徴についてご説明をいただいた後、リスク評価とリスク管理を行う組織を分離することに伴う長所・短所及び原子力規制機関の変遷とその経緯について議論した。

マンスリー・トピック

 (12・1月)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・12月2日 北海道電力，胆振東部地震の影響で設備被害を受けていたすべての送配電設備が復旧 ・12月3日 カタール，2019年1月にOPEC脱退 ・12月5日 改正原子力損害賠償法成立 ・12月14日 国土強靱化基本計画，閣議決定 ・12月15日 COP24閉会，パリ協定実施に向け具体的方策に各国合意 | <ul style="list-style-type: none"> ・12月17日 日立製作所，ABB社のパワーグリッド事業買収を表明 ・12月26日 中部電力，2019年4月に再生可能エネルギーカンパニーを新設 ・1月18日 東京電力HD，洋上風力最大手アーステッドと提携 |
|---|---|

新着図書案内

 (12・1月)

書 名	著 者	出 版 社
システム安全学—分理融合の新たな専門知	柚原 直弘，氏田 博士	海文堂出版
公共施設等運営権	植田 和男，内藤 滋，六角 麻由， 増田 智彦，木田 翔一郎	三松堂印刷
除染と国家 21世紀最悪の公共事業	日野 行介	集英社

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2019. 2. 28 Vol. 256

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902 (代)
URL <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には，日本エネルギー法研究所にご連絡ください。